

基本指針の主なポイント(市町村障害福祉計画関連)

第1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項

① 基本理念

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体、障害種別によらない一元的なサービスの実施
- ・ 課題に対応したサービス提供体制の整備

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 訪問系サービスの保障
- ・ 日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 一般就労への移行等の推進

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標※1)

① 福祉施設から地域生活への移行促進【継続】

- ・ 地域生活への移行者の増
平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行
- ・ 施設入所者の減
平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

② 福祉施設から一般就労への移行【整理・拡充】

- ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行の増
一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍へ
- ・ 就労移行支援事業利用者数の増
利用者数を平成25年度末から6割以上増加へ
- ・ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ

③ 地域生活支援拠点※2等の整備【新規】(県と調整)

- ・ 平成29年度末までに地域生活支援拠点等を市町村又は都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1拠点整備

④ 精神科病院から地域生活への移行促進

第3 障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画

- (1) 基本的事項
- (2) 成果目標
 - ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- (3) 活動指標※3
 - ・ 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
 - ・ 見込量の確保のため方策
 - ・ 障がい児支援体制の整備【新規】
支援類型ごとの必要な量の見込み
- (4) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (5) 関係機関との連携に関する事項

※1 成果目標とは
計画の実施により達成すべき基本的な目標

※2 地域生活支援拠点とは
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を持った拠点

※3 活動指標とは
目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標